

山梨県マンドリン音楽連盟規約

第1章 総則

第1条 (名称)

当会は山梨県マンドリン音楽連盟と称する。

第2条 (目的)

当会は、山梨県内のマンドリン音楽を愛好する個人、団体が連携をとりあいマンドリン音楽をとおして文化的交流を図る。また、技術の研鑽と情報交換を深めることで、マンドリン音楽の活動の場を広め、県下の芸術文化の向上に寄与することを目的とする。

第3条 (活動)

当会は、前条の目的を達成するため、次の活動をすることができる。

1. 合同演奏会
2. 各種演奏会、行事等の後援
3. 県下の文化行事への参加、協力
4. 楽譜の紹介、楽器の貸し借り
5. 会員相互の演奏会などの支援
6. 会員相互の情報交換、会報の発行
7. 研修会や演奏指導など技術向上に関する活動
8. その他当会の目的達成の為に必要な活動

第4条 (会員)

当会は個人会員と団体会員および賛助会員で構成する。賛助会員とは、当会の趣旨に賛同し、精神的経済的な支援活動をする者をいう。

第2章 組織

第5条 (委員)

委員は、個人の場合は本人、団体の場合は各団体から委員を選出する。団体選出の委員は1団体2名以内とする。

第6条 (役員)

当会は次の役員を置く。また必要に応じて顧問を置くことができる。

1. 会長 (1名)
2. 副会長 (2名)
3. 事務局長 (1名)
4. 企画局長 (1名)
5. 会計 (1名)
6. 監事 (1名)

第7条 (役員を選出)

役員は、会員の中から委員会で推薦し総会で選出する。

第8条 (役員任期)

役員任期は1年とする。但しやむを得ない事情により解任の時はこの限りではない。また再任はさまたげないものとする。

第3章 運営

第9条 (会議)

当会運営のため、次の会議を設け、議長は事務局長がこれにあたるものとする。

1. 委員会
2. 役員会
3. 総会

第10条（委員会）

委員会は総会に次ぐ決議機関で、全委員の過半数の出席、または委任をもって成立し、次の事項について審議決定する。

1. 活動計画
2. 年間収支計画
3. その他必要事項

第11条（役員会）

役員会は、役員をもって構成し、委員会への提案事項およびその他必要事項について協議する。当会の円滑な運営にあたり必要に応じて開催する。

第12条（総会）

総会は当会の最高決議機関であり、定期総会として年1回6月中に開催し、全委員の3分の2以上の出席、または委任をもって成立し、次の事項について審議決定する。なお、委員以外でも会員であれば誰でも参加、発言ができる。

1. 年次活動計画
2. 年次収支計画
3. 役員選任
4. その他必要事項

第12条-2（総会議決権）

総会の議決権は個人会員、団体会員とも各1個とする。団体の場合の議決権は各所属会員の総意と看做す。

第13条（入退会）

当会への入会は、所定の用紙に必要事項を記入の上、会長に提出し役員会の承認をもってこれを認めるものとする。退会の際もこれに準ずるものとする。

第14条（除名）

次の場合は役員会で審議し、会員を除名することができる。

1. 当会の名誉を著しく汚した場合
2. 当会の秩序に反した言動をした場合
3. 期間中に所定の会費の納入がない場合

第15条（会費）

当会の会費は以下のとおりとし、入会月または毎年6月に会計担当に収めるものとする。なお途中入会の場合でも年会費の減免はないものとする。（消費税免除）

1. 個人会費 年額 3,000円
2. 団体会費 年額 7,000円
3. 学生団体会費 年額 5,000円
4. 賛助会費 年額 10,000円以上

第15条-2（会計年度）

当会の会計年度は毎年6月1日より翌年5月31日までとする。

第16条（規約の変更、追加）

当規約の変更、追加については、必要に応じて委員会の決議で決定し役員会で承認するものとする。

平成10年6月1日	施行
平成12年6月18日	改正
平成15年6月29日	改正
平成23年6月26日	改正